

令和7年度 加茂南小学校いじめ防止基本方針

加茂市立加茂南小学校

0 はじめに

この加茂市立加茂南小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの子どもにも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じたいじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め、家庭、地域住民その他の関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、「いじめ・不登校対策委員会」（スマイル委員会）を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、該当担任、特別支援教育コーディネーター

(2) 役割内容

- ① 学校基本方針に基づく、未然防止等の取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正等
- ② いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び情報の共有
- ③ 児童生徒や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- ④ 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修等の企画と実施
- ⑤ いじめやいじめが疑われる行為等の相談、通報の窓口
- ⑥ 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
- ⑦ 情報の迅速な共有、関係ある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ① 自己有用感に裏打ちされた自己肯定感の醸成
- ② 授業改善、分かる授業の実施
- ③ 道徳科の充実

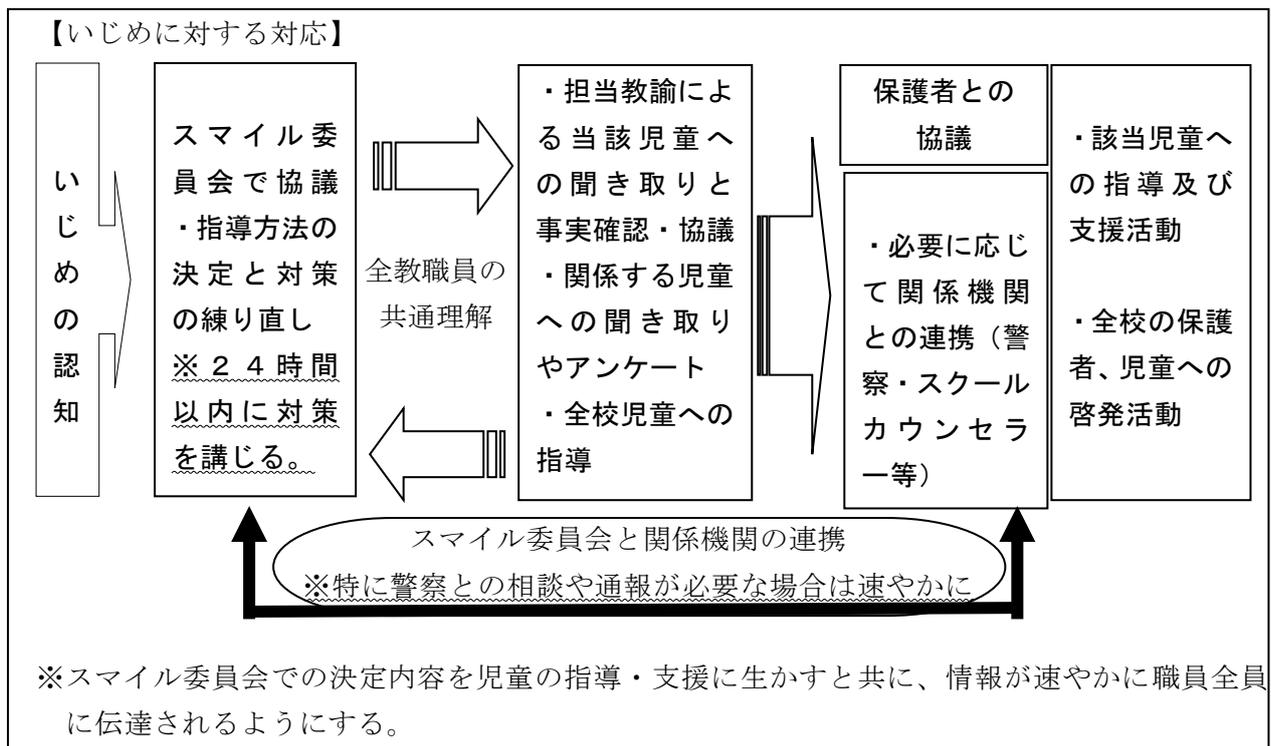
- ④ 人権教育、同和教育の推進
- ⑤ 社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成（異学年交流、中1ギャップ解消の取組、特別活動、全員遊びなど）
- ⑥ 児童による主体的な取組（いじめ見逃しゼロスクール集会、児童会・委員会の取組）
- ⑦ 情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導
- ⑧ ストレスに適切に対処できる力の育成
- ⑨ 職員間の情報交換、情報共有、連携の強化

(2) 早期発見のための取組

- ① 定期的なアンケート等の実施
- ② 教育相談の実施と充実
- ③ 連絡ノート等の活用
- ④ 相談、連絡窓口の設置と周知
- ⑤ 三察（観察、洞察、考察）による日頃からの児童の些細な変化の見取り、兆候への気付きと的確な関わり（校内研修等による、教職員の資質、力量の向上）
- ⑥ 保護者、地域からの情報の収集

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

- ① 組織的な対応による事実確認



- ② いじめを受けている児童の保護
- ③ いじめをしている児童への指導
- ④ いじめを受けている児童の保護者への対応
- ⑤ いじめをしている児童の保護者への対応
- ⑥ その他の児童への対応
- ⑦ 市教委への報告、市教委からの指導・支援による対応 → 3(5)①参照
- ⑧ 保護者、関係機関、専門機関と連携した対応

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

① 保護者・地域との連携による取組

ア) P T A及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施

イ) 学校教育支援委員会において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討

ウ) 教育活動の協力者等からの定期的な情報収集

② 保護者・地域への意識啓発

ア) P T A総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者責務について伝え、意識啓発を行う。

イ) 保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を実施する。

ウ) 「いじめ見逃しゼロスクール集会」を実施し、保護者及び地域住民の啓発も合わせて行う。

(5) 関係機関等との連携

① いじめ発見時における加茂市教育委員会と一体となった取組

ア) 加茂市教育委員会に迅速に報告する。

イ) 加茂市教育委員会から指導を受け、即時、適切に対処する。

ウ) 経過観察を行い、適宜報告をあげる。

② 中学校区幼保小中の連携強化

ア) 小中連絡会（若南会）を開催し、情報交換を行う。

イ) 小中連携アウトメディア週間を実施する。

ウ) 年に1回、幼保小連絡会を開催し、情報交換を行う。

エ) 地域の民生児童委員、主任児童委員等との定期的な情報交換

オ) 教育懇談会を開催し情報交換を行う。

③ 加茂警察署、児童相談所との連携

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

イ) 身体に重大な傷害を負った場合

ウ) 金品等に重大な被害を被った場合

エ) 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）

(2) 重大事故を起こさないための対策

重大事態に至る前、即ち、トラブルや心配な状況を確認した段階から、教育委員会に報告する。学校と教育委員会が共に状況改善に向け、同時に関係児童、保護者と協力し合って最善を尽くす。

(3) 重大事態発生時の初動対応

① 学校は重大事態の発生を直ちに加茂市教育委員会へ報告し、指導・助言を受けながら、全力で対応にあたる。

② 定期的実施しているアンケートや教育相談の記録、面談の記録等、平時から記録の作成や保存を行い、基礎資料として活用する。これらの記録は保存期間を5年とする。

5 いじめ防止等の年間計画について

→ 別紙「加茂市立加茂南小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C A サイクルで取組を実施するとともに、「保護者アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「保護者アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。平成 26 年 4 月策定

平成 30 年 4 月改訂

令和 3 年 4 月改訂

令和 4 年 5 月改訂

令和 6 年 4 月改訂

令和 7 年 4 月改訂

【参考】

○ いじめの定義（法の第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与えている行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為の定義（加茂市いじめ防止基本方針より）

「いじめ類似行為」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物質的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

○ いじめ基本方針の策定（法の第 13 条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校いじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第 22 条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理、福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第 9 条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。